

社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会 嘱託職員募集要項

令和8年3月19日

■ 東久留米市社会福祉協議会の概要

東久留米市社会福祉協議会は、「安心と心ゆたかなみんなのふくしのまちづくり」を活動の基本理念とし、市民参加による地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。

- 1 採用人数 常勤嘱託職員1名
- 2 応募条件 以下の①～③の要件を全て満たしている方
①社会福祉に理解と熱意を有する方
②年齢不問。高等学校卒業以上の学歴を有する方
③普通自動車運転免許（AT 限定可）を取得し運転できる方
※社会福祉士または精神保健福祉士資格のいずれかあれば望ましい
- 3 採用年月日 令和8年5月1日以降（随時）
- 4 契約期間 採用日～令和9年3月31日
※ただし、初回契約は、適格性を判断するため採用日から3か月間とします。
- 5 契約の更新 業務の状況等により更新する場合があります。
※ただし、最大2回までとします。
- 6 業務の内容 権利擁護に関する相談援助及び一般事務
（自動車運転、ワード・エクセル操作があります。）
- 7 勤務場所 当会事務局 東久留米市滝山4-3-14 わくわく健康プラザ2階
- 8 勤務条件
 - (1) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
 - (2) 休憩時間 正午～午後1時
 - (3) 休日 毎週土・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始
 - (4) 休暇等 規定による年次有給休暇等あり
 - (5) 報酬 給料月額251,390円
※他に、支給要件に該当する場合には通勤手当、期末・勤勉手当等を支給します。

(6) 社会保険 労災・雇用・健康保険、厚生年金に加入します。

※短時間勤務（月16日）を希望する場合は応相談。

9 応募方法

①市販の履歴書に、自筆で記載してください。

（最近3か月以内に撮影した上半身、正面向き、脱帽した写真を貼付）

※各種資格、免許等の写しと必ずその旨を履歴書に記載してください。

②職務経歴書（職務内容を詳細に記載） 職歴のない方は不要。

③志望動機・自己PR（A4用紙一枚程度）

④110円分の切手を貼った返信用封筒（長形3号の封筒に自己の氏名・住所記載）を同封してください。

上記①～④を下記「連絡・問い合わせ先」あてに郵送するか、当会事務局まで本人が直接持参してください。

※事務局受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜・祝日除く）

※提出した書類は、一切お返ししません。

※応募に際し記載された個人情報、嘱託職員募集に関連する業務に使用するので、それ以外の目的で使用することはありません。個人情報の保護に関する法律等関係法令を遵守し、東久留米市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、個人情報を適切に取り扱い保護します。

10 選考方法

(1) 1次選考（書類）

応募書類にて、職務経歴、その他記載事項について確認します。

(2) 2次選考（面接）

1次選考合格者に対して、人物並びに職務に関する経歴及び知識についての個別面接により行います。

※面接日時は、2次選考対象者に連絡します。

※面接会場は当会会議室で、所要時間は20分程度です。

11 選考結果 応募者には、書類選考の結果及び面接日時を文書にて通知します。

また、採用決定後、不適当な事実が生じた場合は、採用を取り消すことがあります。

※電話等による結果の問い合わせについては、一切お答えできません。

12 連絡・問い合わせ先（履歴書等送付先）

東久留米市社会福祉協議会 担当 宮田・大澤

〒203-0033 東久留米市滝山4-3-14 わくわく健康プラザ2階

電話042-471-0294 FAX042-476-4545